平成17年度直島町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び直島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年直島町条例第6号)第4条の規定に基づき、平成17年度の直島町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成18年9月29日

直島町長 濵田孝夫

職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

(1)職員の任免状況

(単位:人、平成17年度)

		退職					
区分	採用	定年	勧奨	自己都合			
		是 十	御災	その他			
一般行政職	1	2		2			
医療職	2			5			
技能労務職			1				
計	3	2	1	7			

(2)採用試験の実施状況

種類	区分	内容	職種等	実施状況
	上級(大学卒程度) 1次試験 筆記試験			
競争試験	中級(短大卒程度)	2 次試験 口述試験 適性検査	一般行政事務	本年度は、上級、初級実施
	初級(高校卒程度)	身体検査		
選考		口述試験 適性検査 身体検査	看護師 保健師	本年度は、看護師実施

⁽注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の 者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

2 職員数

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人、各年4月1日現在)

	N X	分		職	Ē	Į	数			前:		主な増減理由
部	門		平	成16年	Ŧ	平	成17	年	増	減	数	工は相似连田
	税 民	会画務生生		2 11 3 11			1 12 3 11			1		事務員を臨時職員に代えたことによる減 防災専任職員を配置したことに伴う増
般行政	衛労農商土	生働法水産工大		19 1 1 4			18 1 1 4			1		衛生職員の退職による減
	小	計	(52)	(51)	(1)	
特別行政	教消	育防		9			9					
政	小	計	(9)	(9)	()	
公営企業等会計	水 下っ その	道 水 道 の 他		2 3 3			3 2 3			1		水道事業の増加に伴う増 下水道事業の減少による減
等会計	小	計	(8)	(8)	()	
í	合 詰	it	(69)	(68)	(1)	

⁽注)1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時 又は非常勤職員を除いている。

^{2 ()}内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

定員適正化目標(数・率)

職員の配置については、平成19年度末に5名が退職予定であり、その時点において課の統廃合
を行うなど組織の合理化を行い適正な人員配置を行う方針であり、一般行政職においては、平成2
2年度には定員モデル人員の49名を目標とする。
定員適正化手法の概要
民間委託の推進。
住民の行政需要に対応した組織機構の見直し。

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(単位:人、各年4月1日現在)

~		02 1 17(7)37	=12 1/1/0		1170 🔍			(« ПТ-1) і	H-7614
部門	区分	平成16年 計画前年	平成17年 1 年目	平成18年 2年目	平成19年 3年目	平成20年 4年目	平成21年 5年目	平成22年 6年目	17年~22年 計	数値目標
	減員		2	3						
一般行政	増員		1	2						
אם ניו אניו	差引		-1	-1					(98.0%)	
	職員数	52	51	50						49
	減員									
特別行政	増員									
אייר ונית ביד	差引								(100.0%)	
	職員数	9	9	9						9
	減員		1	1						
公営企業	増員		1							
等会計	差引		0	-1					(100.0%)	
	職員数	8	8	7						7
	減員		3	4						
計	増員		2	2						
āΤ	差引		-1	-2					(98.5%)	
	職員数	69	68	66						65

⁽注) 1 計画期間は、平成 17年~22年の6年間である。

^{2 (%)}内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の部門別内訳

(単位:人、各年4月1日現在)

					, , , , , , ,		1			十十万(日兆江)
部門	区分	平成16年 計画前年	平成17年 1 年目	平成18年 2年目	平成19年 3年目	平成20年 4年目	平成21年 5年目	平成22年 6年目	17年~22年 計	手法(事由)の概要
пр 13	減 員		1							(減員理由)
議会	増員									
нтх Д	差引		-1							(増員理由)
	職員数	2	1	1						
	減員									(減員理由)
総務			1	1						
企 画	4 7		1	1						(増員理由)
	職員数	11	12	13						<i>○</i>
	減員							 		(減員理由)
税務	増 員 差 引									
	差引	3	3	3						(増員理由)
	減員	3	3	3						(減員理由)
	増 昌									
民 生	差引			-3						(増員理由)
	職員数	11	11	8						(пяди)
	減員		1							(減員理由)
 佐: 仕:	増員									
衛生	差引		-1							(増員理由)
	職員数	19	18	18						
	減員									(減員理由)
) 一労 働	増員									
	差引									(増員理由)
	職員数									
	減量							 		(減員理由)
農 林水 産	_									
小庄	差 引 職員数	1	1	1						(増員理由)
	減員		Į.	I						(減員理由)
	増昌	///////////////////////////////////////		1						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
商工	差引			1						(増員理由)
	職員数	1	1	2						(-1×-±H)
	減員									(減員理由)
+ +	増昌									
土木	差引									(増員理由)
	職員数	4	4	4	-					
	減員									(減員理由)
教育	増員									
	差引									(増員理由)
	職員数	9	9	9						

部門	区分	平成16年 計画前年	平成17年 1 年目	平成18年 2年目	平成19年 3年目	平成20年 4年目	平成21年 5年目	平成22年 6年目	17年~22年 計	手法 (事由)の概要
	減員									(減員理由)
水道	増員		1							
	差引		1							(増員理由)
	職員数	2	3	3						
	減員		1	1						(減員理由)
下水道	増員									
下小垣	差引		-1	-1						(増員理由)
	職員数	3	2	1						
	減員									(減員理由)
その他	増員									
	差引									(増員理由)
	職員数	3	3	3						

職員の給与に関すること

1 人件費の状況 (普通会計決算)

(平成16年度)

住民基本台帳人口	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 15年度の 人件費率
17.3.31現在	千円	千円	千円	%	%
3,479	人 3,572,475	136,693	569,507	15.94	15.17

- (注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差引いた額から,翌年度へ繰り越すべき財源を控除 したものである。
 - 2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

2 職員給与費の状況(普通会計予算)

職員数		給	費		一人当たり給与費
Α	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	(B/A)
61人	千円	千円	千円	千円	千円
()	232,902	82,424	94,875	410,201	6,725

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 給与費は当初予算に計上された額であり、給与費改善分として1%分を含む。
 - 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成17年4月1日現在)

区分		一般行政職		技能労務職			
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	
直島町	円	円	歳	円	円	歳	
中田町	324,500	413,014	42.1	223,700	274,900	55.9	
国	田		歳	田		歳	
上出	329,728		40.3	285,008		48.1	

4 職員の初任給の状況

(平成17年4月1日現在)

		直島	通	国			
X	分	決定初任給	採用 2 年経過日 給 料 額	(決定)初任給	採用 2 年経過日 給 料 額		
一般行政職	大学卒	170,700 円	184,400 円	170,700 円	184,400 円		
四文 1 3 正文 44以	高 校 卒	138,800 円	148,500 円	138,800 円	148,500 円		

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成17年4月1日現在)

X	分	経験年数7~10年	経験年数15~20年	経験年数20~25年	ラスパイレス指数(16年度)
一般行政職	大 学 卒	252,500 円	326,100 円	380,700 円	93.2
川又1J正文中以	高 校 卒	213,400 円	272,000 円	319,000 円	93.2
技能労務職	大学卒	P P	門	円	
1人形力 游艇	高 校 卒	門	門	円	

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況

(平成17年4月1日現在)

	☑ 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
	標準的な 戦務内容	主事補	主事	主任 主事	主査	係長	課長 補佐	課長	課長	
	T-1 = 1/4	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	職員数	0	1	7	8	6	3	7	6	38
		%	%	%	%	%	%	%	%	%
	構成比	0.0	2.6	18.4	21.1	15.8	7.9	18.4	15.8	100
		()	()	()	()	()	()	()	()	()
	1年前の	%	%	%	%	%	%	%	%	%
参	構成比	0.0	2.6	23.7	21.1	10.5	10.5	21.1	10.5	100
	情ルスレし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	5 年前の	%	%	%	%	%	%	%	%	%
考	構成比	1.4	9.1	12.7	17.8	18.5	17.8	13.0	9.7	100
	作り火しし	()	()	()	()	()	()	()	()	()

- (注) 1 直島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 - 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

7 昇給期間短縮の状況

	X	分	合	計	一般行政職	技能労務職	税・福・企・・医・看保	
	職	員 数		人	人	人		人
		(A) 6	7	38	1	28	
16年度	普通昇給期	間(12~24月)	を	人	人	人		人
10十/支	短縮して昇続	給した職員数(E	3) 1		1	0	0	
	比	率		%	%	%		%
		(B)/(A) 1.	5	2.6	0.0	0.0	
	職	員 数		人	人	人		人
		(A) 6	7	38	1	28	
	普通昇給期	間(12~24月)	<u>خ</u>	人	人	人		人
17年度		給した職員数(E			1	1	1	
	比	率		%	%	%		%
		(B)/(A) 4.	5	2.6	100.0	3.6	

8 職員手当の状況

(1)期末・勤勉手当、退職手当

区分	直島町				国		
期末手当	(17年度支給割合 期末 6月期 1. (0.7 12月期 (0.8) 手当 4 月分 5)月分 6 月分 5)月分	勤勉手 0.70 (0.35) 0.75 (0.40)	月分 月分 月分	(17年度支 6月期 12月期	給割合) 期末手当 1.4 月分 (0.75) 月分 1.6 月分 (0.85) 月分	勤勉手当 0.70 月分 (0.35) 月分 0.75 月分 (0.40) 月分 1.45 月分
到地丁二	計 (1.	o 月ヵ 6) 月分 戦務の級等に 有	1.45 (0.75) よる加算ł	月分	獣制上の類	(1.6) 月分	1.45 月分 (0.75) 月分 よる加算措置

区分		直島町			国		
	(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年	
	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	
	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
\F ##\ - \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
退職手当	その他の加算措	置		その他の加算措置			
	定年前早期退 退職時特別昇紹		2%~20%加算	定年前早期	退職特例措置	2%~20%加算	
	1人当たり 平均支給額	1,636 千円	16,879 千円				

⁽注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

² 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(2)扶養手当、住居手当、通勤手当

(平成17年4月1日現在)

区分	摘要	直島町	国	
	・配偶者	13,500 円	13,500 円	
	・配偶者以外の扶養親族の うち2人まで	各 6,000 円	各 6,000 円	
扶養手当	・扶養親族でない配偶者 がある場合1人	6,500 円	6,500 円	
	・配偶者がない場合1人	11,000 円	11,000 円	
	・その他の扶養親族	各 5,000 円	各 5,000 円	
	・満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子	各 5,000 円 加算	各 5,000 円 加算	
	・自宅居住者	3,500 円 (新築又は購入後5年間 4,000 円)	3,500 円 (新築又は購入後5年間)	
住居手当	・借家、借間居住者 (最高支給限度額)	基礎控除額 12,000 円 (27,000 円)	基礎控除額 12,000 円 (27,000 円)	
	・交通機関利用者 (全額支給限度額)	運賃等相当額 (1ヵ月 55,000 円)	運賃等相当額 (1ヵ月 55,000 円)	
通勤手当	・交通用具使用者	使用距離区分に応じ、 2,000 円(片道1km以上)から 最高 24,500 円	使用距離区分に応じ、 2,00 0円 (片道2km以上)から 最高 24,500 円	

(3)特殊勤務手当

	職員全体に占める手	当支給職員の割合	34.5 %
 特殊勤務	支給職員1人当た	こり平均支給年額	224,860 円
手 当	手 当 の 種 類	(手 当 数)	14
(47/17 亩)		支給額の多い手当	し尿・塵芥の収集処理、町税事務、環境衛生、夜間看護
(17年度)	代表的な手当の名称	多くの職員に支給 されている手当	同上

(4)時間外勤務手当

時間外勤務手当	16 年 度	支 給 総 額	28,355 千円
		職員1人当たり支給年額	481 千円
	17 年 度	支 給 総 額	21,469 千円
		職員1人当たり支給年額	370 千円

9 特別職の報酬等の状況 (平成 17年4月1日現在)

	X	ź	}	給料戶	割額等	
給料	町助収	λ	長役役		715,00 535,00 520,00	0 円
報酬	議副議	議	長長員		292,00 243,00 225,00	0 円
期末手当	町助収	Д	長役役	6 月期 12月期 計	1.4 1.6 3.0	月分 月分 月分
手 当 	議副議	議	長長員	6 月期 12月期 計	1.4 1.6 3.0	月分 月分 月分

10 給与改定の状況

(平成17年度)

改定の項目		改定内容	改定期日
特別職給料月額		・町長 771,000 円 715,000 円 ・助役 569,000 円 535,000 円 ・収入役 545,000 円 520,000 円	平成 17 年 4 月 1 日
給料表の改定		行政職 0.3 %	平成 17 年 12 月 1 日
	勤勉手当	12 月期の支給割合 0.05 月引き上げ	平成 17 年 12 月 1 日
諸手当の改定	扶養手当	配偶者に係る手当 13,500 円 13,000 円	平成 17 年 12 月 1 日
	初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける医師に対する手当 307,900 円 306,900 円	平成 17 年 12 月 1 日
その他		枠外給料月額の切替え等 施行日前異動者等の調整 平成 17 年 12 月期の期末手当による減額調整等	平成 17 年 12 月 1 日

11 給与制度・運用の見直し状況

見直しの項目	見直し内容	改定期日
該当なし		

職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

1 勤務時間

(平成17年4月1日現在)

区分	直島町	国
開 始 時 刻	8 時 30 分	
終了時刻	17 時 15 分	
休憩時間	45 分 (12 時 15 分~13 時 00 分)	45 分 (12 時 15 分~13 時 00 分)
休息時間	計 30 分 12 時 00 分~12 時 15 分 15 時 00 分~15 時 15 分	計 30 分 10 時 00 分~10 時 15 分 15 時 00 分~15 時 15 分
週 休 日	土曜日、日曜日	土曜日、日曜日
1 週 間 の 正規の勤務時間	40 時間	40 時間

2 その他の勤務条件

(1)休暇

(平成17年4月1日現在)

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事由	期間	給料
			年 20 日	 有給
	病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要 がある場合	公務上の傷病の場合 やむを 得ないと認められる必要最小 限度の期間	有給
			私傷病の場合 180日	
	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を 行使する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄提供のための休暇	骨髄移植のための提供に伴う検 査、入院をする場合	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する5日以内	有給
	産前休暇	6 週間以内に出産する予定である 場合	出産の日までの申し出た期間	有給
特	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経 過する日までの期間	有給
ניד	子の看護のための休暇	小学校就学前の子を養育する職員 が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給
別	父母の追悼のための休 暇	父母の追悼のための特別な行事が ある場合	1日	有給
休	夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身 の健康の維持及び増進又は家庭生 活の充実を図る場合	一の年の7月から9月までの期間の連続する3日の範囲内の期間	有給
	妻の出産のための休暇	妻の出産に伴う場合	2日の範囲内の期間	有給
暇	男性職員の育児参加の ための休暇	妻の出産の産前産後の期間で、小学校就学前の子の養育のための場合	5日の範囲内の期間	有給
	親族の死亡による休暇	親族の死亡により、行事等がある 場合	1日~7日の範囲内の期間	有給
	官公署への出頭のため の休暇	証人、鑑定人、参考人等として国 会、裁判所、地方公共団体の議会 その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	保健指導又は健康審査 を受けるための休暇	妊娠中又は出産後 1 年以内の女性 職員が保健指導又は健康審査を受 ける場合	その都度必要と認められる期間	有給

休暇の種類	事 由	期間	給料
妊娠中の女性の通勤に おける休暇	妊娠中の女性の通勤において交通 機関の混雑により母体又は胎児の 健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりに つき1日を通じて1時間を超え ない範囲内	有給
授乳を行うための休暇	生後1年に達しない子に授乳を行う場合	1日2回各30分以内の期間	有給
災害による住居の復旧 作業等のための休暇	災害により住居が滅失、損壊し、 その復旧作業等を行う場合	7日の範囲内の期間	有給
災害又は交通機関の事 故等による休暇	災害又は交通機関の事故等により 出勤が困難な場合	必要と認められる期間	有給
災害時の退勤困難によ る休暇	災害により退勤途中に身体の危険 を回避する場合	必要と認められる期間	有給
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母 その他の者で負傷、疾病又は老齢 により、2週間以上にわたり日常 生活を営むのに支障があるものの 介護をする場合	6月の期間内で必要と認めら れる期間	無給

(2)育児休業制度

(平成17年4月1日現在)

種類	事 由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのう ち職員が希望する期間	無給

職員の分限及び懲戒処分に関すること

1 分限処分の状況

(平成17年度)

内容	人数	事案の概要
休職等	0	

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況

(平成17年度)

内容	人数	事案の概要
免職等	0	

職員の服務に関すること

営利企業等従事許可の状況

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねる ことの許可	0
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0
報酬を得て事業または事務に従事することの許可	0

職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

1 職員の研修 (平成17年度)

区分	派遣先等	対象者	修了者数 (人)
課長補佐研修	香川県自治研修所	課長補佐級	1
自治体法務実践講座	香川県自治研修所	係長級以上	2

職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

福利厚生の状況

(平成17年4月1日現在)

区分	内容
職員の保健等 に関すること	総合検診等の実施、健康教育講座の開催、職場の分煙対策など
	短期給付 = 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付
	保険給付 = 療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額医療費など
	休業給付=傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など
	災害給付 = 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金
	長期給付=老後の経済生活を支援するための給付
	退職共済年金=組合員期間が1カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳
共済組合	から支給(65 歳未満で受給できる特例あり)
六月和日	障害共済年金・一時金=組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給
	遺族共済年金 = 組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給
	福祉事業 = 保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業
	保健事業 = 健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など
	宿泊事業 = 共済組合直営施設の利用助成
	貯金事業 = 普通貯金の受入れ
	貸付事業 = 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
互助会	短期人間ドック等補助金、入学祝金、結婚祝金、交通災害見舞金など

2 公務災害補償

公務災害等の認定状況		(単位:件、平成 17 年度)
公務災害	通勤災害	計
0	0	0

3 措置要求・不服申立て

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

再せの中容	1 6 年 度 末	1 7 年 度 内	1 7 年 度 内	1 7 年 度 末			
要求の内容	継続件数	要 求 件 数	処 理 件 数	継 続 件 数			
給 与	0	0	0	0			
旅費	0	0	0	0			
勤務時間	0	0	0	0			
休 暇	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0			
計	0	0	0	0			

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

ф.	÷ ~ .	h 🕏	1	6	年	度	末	1	7	年	度	Ę F	勺	1	7	年	度	内	1	7	年	度	末
甲.	申立の内容			i	続	件	数	申		立	件)	久	処		理	件	数	継		続	件	数
分	降	給	0					0					0					0					
限	降	任	0					0						0					0				
処	休	職	0				0					0					0						
分	免	職	0					0					0					0					
懲	戒	告	0					0					0					0					
戒	減	給	0				0					0					0						
処	停	職	0				0						0						0				
分	免	職	0				0						0						0				
そ	の	他			0					C)					(0		
	計		0					0					0						0				